



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。11月中旬に新型コロナウイルスワクチン2種の暫定成績が発表されました。一つはモデルナ社の製品で3万人にワクチンとプラセボ(偽薬)を投与したところ発症は前者で5人、後者で90人にみられ94.5%の有効率でした。ファイザー社の製品は同様に4万4000人に投与され、発症は8人と162人、有効率は95%でした。治験ですからランダム化二重盲検、すなわち被験者も医師も接種したのがワクチンかプラセボか解らないデザインだったと思われま。何をもって発症としたのか今のところ不明ですが有効率とは何でしょうか。モ社製品の場合、ちょうど3万人を1:1に分けたとしてワクチン接種群の発症率は0.033%、プラセボ群では0.600%でその比は0.056、したがって発症が94.4%抑制されており、176.5人にワクチンを接種すれば発症を1人予防できることとなります。ファ社製品では発症率は0.036%と0.736%、比は0.049で95.1%の抑制、142.9人の接種で発症を1人予防できることとなります。今のところ観察期間など明らかでないので両社の数値を直接比べることはできませんしワクチンの有効期間も解りません。両社の製品ともにmRNA(メッセンジャーRNA)ワクチンであり、ウイルス蛋白の一部をコードするmRNAを脂質膜で包んだものです。ヒトの細胞に取り込まれてウイルス蛋白を産生します。これにより抗体を介した液性免疫とともに細胞性免疫も活性化します。mRNAワクチンでは解凍後の脂質膜の安定性が課題でしたがモ社製品は30日間、ファ社製品は解凍後5日間の冷蔵保存が可能のようです。mRNA自体は短期間で大量生産が可能であり、いい事づくめなのですがmRNAワクチンが臨床に用いられるのは今回が初めてであり副作用の心配は残ります。治験期間中に大きな副作用は見られなかったようですが、例えば細胞性免疫の活性化により自己免疫反応が生じないかなど厳密な観察が必要でしょう。



ワクチンの有効期間も解りません。両社の製品ともにmRNA(メッセンジャーRNA)ワクチンであり、ウイルス蛋白の一部をコードするmRNAを脂質膜で包んだものです。ヒトの細胞に取り込まれてウイルス

蛋白を産生します。これにより抗体を介した液性免疫とともに細胞性免疫も活性化します。mRNAワクチンでは解凍後の脂質膜の安定性が課題でしたがモ社製品は30日間、ファ社製品は解凍後5日間の冷蔵保存が可能のようです。mRNA自体は短期間で大量生産が可能であり、いい事づくめなのですがmRNAワクチンが臨床に用いられるのは今回が初めてであり副作用の心配は残ります。治験期間中に大きな副作用は見られなかったようですが、例えば細胞性免疫の活性化により自己免疫反応が生じないかなど厳密な観察が必要でしょう。

栄養科より今月の一押しメニュー

12月25日(金)クリスマスの昼食には、“バターライス、コンソメスープ、ハンバーグプレート、花野菜サラダ、クリスマスデザート”をご用意する予定です。おやつはチョコレートケーキです。

また、12月21日(月)冬至には南瓜のいとし煮を予定しています。12月31日夕食のミニ年越しそばにはじまり、新年1月1日～3日はお節料理を盛り込んだお食事をご用意します。



Cedar Walker 法律相談

「遺言書を見つけたときの対応」

Q 先日、父親が亡くなりました。自宅のタンスの中から遺言書と書かれた封筒が見つかりました。封印されているので中身は分かりません。この後はどうすれば良いですか。封印は私が開けて良いですか。

A 自筆の遺言書を発見した場合には、遅滞なく家庭裁判所に遺言の検認の申立をしなければなりません。また、封印されている遺言書の開封は家庭裁判所にて行います。違反した場合には5万円の過料に処されますので注意が必要です。

<解説> 大広間に一族が集まって、親族代表者が封筒を開けて遺言書を読み上げる…映画の影響もあり、そのようなシーンを思い浮かべる人が多くいらっしゃいます。私も法律の勉強を始める前はそのように遺言を披露するのだと想像していました。

しかし、実際に定められている手順は異なります。民法では、遺言書(公正証書による遺言を除く)の保管者又は遺言書を発見した相続人は、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出し、「検認」という手続きを請求しなければならない、と定められています。家庭裁判所で「検認」という手続きが行われるのは、遺言書の偽造や変造を防止するためです。検認の手続きを行う際は、事前に家庭裁判所から全相続人に対して事前に通知がなされます。そして、検認の手続きでは、相続人の立ち会いのもと、家庭裁判所が遺言の内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など、検認時点での遺言書の状態を明確にし、その結果を家庭裁判所に記録に残します。

また、封印されている遺言書は、家庭裁判所で検認をする際に、相続人等の立会いの上で開封しなければならないとされています。遺言書を発見したときに、その場で開封してはいけません。

もし、家庭裁判所に発見した遺言書を提出しなかったり、遺言書を開封してしまった場合には、5万円の過料が課されることがあるのでご注意ください。

なお、発見した遺言書が、公正証場で作成された公正証書遺言であった場合には、検認は不要です。公正証書遺言の場合は、遺言書の原本が公正証場で保管されているため、遺言書の破棄や偽造ができないからです。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180
<https://kawakita.or.jp/suginami-area/cedar/>
2020年11月25日発行 vol.161 編集:浜江・常盤・安倍・村松・高嶋・石川



シーダ・ウォークの利用料金の一部は 医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の 5%(10 万円まで)」で最高で 200 万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。

また、領収書の提出は不要となっています。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。

伝票No.2611-000001234-123456789
発行日:令和2年10月10日

令和2年 9月分
〒000-0000
東京都杉並区桃井3-4-9
志田 歩
(0000001234)

介護老人保健施設シーダ・ウォーク
CEDAR WALK

領収書

| | | |
|--------------|--------------------|---|
| フリガナ 利用者名 | シダ アム 志田 歩様 | 社会医療法人 河北医療財団 介護老人保健施設シーダ・ウォーク 〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9 TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180 |
| 保険者番号 | 123456 | 保険者名 杉並区 |
| 要介護者番号 | 0000713727 | 要介護度 要介護3 |
| 請求期間 | 令和2年9月1日～令和2年9月30日 | |

案内文
シーダ・ウォークをご利用くださいまして、誠にありがとうございます。
下記のとおり領収いたしました。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

| 介護保険サービス | 内容 | 単位数 | 割引 | 回数 | 単位計 | 金額 | 備考 |
|----------|---------------------|-----|----|-----|--------|---------|--------|
| 介護保険施設 | ユニット保施 I Ⅱ 3 | | | 30日 | 28,960 | | 9/1～30 |
| 介護保険施設 | 保健施設サービス提供体制加算 I Ⅰ | | | 30日 | 540 | | 9/1～30 |
| 介護保険施設 | 保健施設在宅復帰在宅療養支援加算 II | | | 30日 | 1,380 | | 9/1～30 |
| 介護保険施設 | 保健施設夜間職員配置加算 | | | 30日 | 720 | | 9/1～30 |
| 介護保険施設 | 保健施設口腔衛生管理体制加算 | | | 1月 | 30 | | 9/1 |
| 介護保険施設 | 保健施設栄養マネジメント加算 | | | 30日 | 420 | | 9/1～30 |
| 介護保険施設 | 保健施設褥瘡マネジメント加算 | | | 1月 | 10 | | 9/1 |
| 介護保険施設 | 保健施設処遇改善加算 I | | | | 1,246 | | |
| 介護保険施設 | 保健施設特定処遇改善加算 I | | | | 671 | | |
| | (介護保険施設小計) | | | | 33,877 | 10.90 | 10% |
| | 介護保険サービス合計 | | | | | ¥36,926 | (医) |

| 自己負担サービス | 内容 | 単価 | 割引 | 回数 | 金額 | 備考 |
|----------|-----------------------|--------|----|-----|----------|--------------------------|
| 課税項目 | 私物洗濯代 (日常生活費小計) | ¥220 | | 30日 | ¥6,600 | 9/1～9/30 |
| 食費 | 食費(夕・昼・朝) | ¥1,980 | | 30回 | ¥59,400 | (医)9/1～30 朝30回 昼30回 夕30回 |
| 居住滞在費 | 居住費 (日常生活費小計) | ¥2,720 | | 30回 | ¥81,800 | (医)9/1～30 |
| 課税項目 | 茶菓代 | ¥265 | | 30食 | ¥7,950 | 9/1～30 |
| 室料差額 | 室料差額(有料個室A) | ¥7,700 | | 30日 | ¥231,000 | 9/1～30 |
| 非課税項目 | 日用品費 | ¥260 | | 30日 | ¥7,800 | 9/1～30 |
| 非課税項目 | 教養娯楽費(Aコース) | ¥210 | | 30日 | ¥6,300 | 9/1～30 |
| 外来診療費 | 歯科診療費 | | | | ¥660 | (医)9/10 |
| 課税項目 | 理美容・カット (その他の費用小計) | ¥2,640 | | 1回 | ¥2,640 | 9/7 |
| | 自己負担サービス合計 | | | | ¥256,350 | |
| | | | | | ¥403,950 | |

| | | | | |
|---|----------|----------|--------|----------|
| 令和2年 9月分 | 医療費控除対象額 | ¥178,786 | 9月分請求額 | ¥440,876 |
| ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ | | | 総額 | ¥440,876 |

備考欄 ※老健入所・(予防)短期入所の基本利用料項目について
「ユニット保施 I Ⅰ」「ユニット保施 I Ⅱ」→従来型
「ユニット保施 I Ⅱ」「ユニット保施 I Ⅲ」→在宅強化型 を表します。

対象になる医療費額は
どこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。今年度に支払った領収書をお使いください。

注意点として、今年 12 月末までに引き落としがあった領収書を申告します。ご利用月ではございませんので、ご注意ください。

したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年に申告します。



よくあるご質問

Q. 送付先が本人のものでなくても大丈夫？

A. 利用者名に、お名前があるので、問題ありません。

Q. 領収書をなくしてしまいました。

A. 領収書 1 通(1 月分)につき、1,100 円で再発行いたしますが、お時間をいただく場合もございますので、お早めにご相談ください。

Q. どの項目が医療費控除の対象ですか？

A. 介護保険サービスの自己負担分(1 割・2 割・3 割)、食費、居住滞在費(ロングステイ・ショートステイのみ)となります。
領収書の備考欄に、「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

02年1月27日～
02年12月28日の
領収印があるものが
申告対象となります。

02. 10. 27

ご不明な点は、シーダ・ウォーク 1 階事務室
まで お問い合わせください。

TEL:03-5311-6262 (代表)